

## 「地域密着型サービス事業者公募に関する質問」に対する回答について

NO.	事業種別	質問事項	質問内容	回答内容
1	グループホーム	補助金について	京都府地域密着型サービス等整備助成事業を受けるにあたり、居室の広さに関しては7, 43㎡以上あればよいか。	居室1つにつき、7. 43㎡以上あれば差し支えありません。
2	グループホーム	補助金について	1ユニット9人の応募でも京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金の補助率は10分の10の予定であるか。	1ユニット、2ユニットの応募であっても補助率は変わらず、10分の10です。1施設当たり3,360万円(合築等を伴う場合にあつては、3,528万円)が上限となります。(令和2年度の京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱による)ただし、令和3年度以降、内容に変更が生じる可能性がありますので、ご注意ください。
3	グループホーム	様式6-1「施設内容」関係、別紙様式について	宇治市独自の設備基準はあるか。	国の基準を基に、宇治市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等を定めています。条例・規則等関連法令を遵守した設備を整備してください。
4	グループホーム	様式7 計画図面・工程表について	サ高住と併設での整備を進めた場合、京都府との協議等により、サ高住部分に軽微な変更が生じ、市へ提出した計画図面から変更となる場合があるが、その場合は考慮してもらえるか。	原則として、応募書類の提出以降、事業者の都合による応募書類の変更は認められませんが、本市との協議を経て、やむを得ないと判断された場合は変更を認める場合があります。

5	看護小多機	定員について	募集定員は29人だが、開設当初は最低何人の利用定員で応募可能か。	看護小規模多機能型居宅介護事業所の公募は登録定員29人以内、としているため29人以下の応募も可能ですが、開設後の登録定員については、事業所の判断で変更することはできません。公募、介護保険事業計画の進捗状況などにより判断させていただきます。
6	看護小多機	定員について	登録定員は29人であるが、宿泊施設は最低6室必要か。	宿泊定員は通いサービスの利用定員の3分の1から9人までです。 登録定員29人の場合、通いサービスの定員は18人、宿泊定員は6人から9人までとなり、宿泊定員に応じた宿泊室の整備が必要です。